

学校版

目次

1. 本手引きについて ……P. 2
2. 使用できる団体 ……P. 2
3. 使用できる時間 ……P. 3
4. 使用できる施設・照明使用料……P. 3
5. 設備一覧 ……P. 4
6. 使用上の注意 ……P. 5
7. 使用団体登録について ……P. 6
8. 使用について ……P. 7
9. 使用の中止・変更について ……P.10
10. 緊急時の対応について ……P.10
11. 受付窓口について ……P.11
12. 学校の連絡先 ……P.11

1. 本手引きについて

学校体育施設の開放は、学校教育活動に支障がない範囲で行っています。

本手引きは市内小中学校の体育館、校庭及び武道場の使用について、使用申請等に関する流れをまとめ、円滑にご利用いただくための手引きとして作成いたしました。

利用者の皆様、関係者の皆様で運営の参考としてご活用いただければ幸いです。

2. 使用できる団体

使用できる団体については、次のように定めています。学校体育施設を使用する場合は、いずれかの団体である必要があります。(登録方法についてはP.6をご覧ください。)

(1) 学校体育施設使用登録団体

次のことをすべて満たした団体です。

- ・ 矢板市内在住、在勤もしくは在学する者10人以上で構成されていること。
- ・ 責任者として成人が含まれていること。
- ・ 教育委員会の許可を得て登録されていること。

(2) 定期使用登録団体

定期的に体育施設を使用する市内スポーツ活動を目的としている団体で、市教育委員会の許可を得て登録を受けた団体です。

(3) 学校特別認可クラブ

使用する学校の児童により構成され、学校長に活動の許可を受けたスポーツクラブです。

(4) その他

単発で利用される行政区の運動会や、地域の幼稚園、保育園の行事などの場合は別途ご相談ください。

参考

(開放の日時及び許可)

学校開放は、矢板市内に在住、在勤若しくは在学する者が10人以上の団体を構成し、かつ、当該団体の責任者としての成人が含まれる場合に限り、許可するものとする。

矢板市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第5条第3項

3. 使用できる時間

次の時間のうち、学校教育活動に支障のない範囲で使うことができます。

なお申請は1時間単位となります。

区分		開放する日	開放する時間	
			4月～10月	11月～翌3月
校庭	夜間照明設備を有しない校庭	休業日	午前8時から 午後6時まで	午前9時から 午後4時まで
	夜間照明設備を有する校庭	休業日	午前8時から午後9時まで	
		休業日以外の日	午後6時から午後9時まで	
屋内体育館・武道場		休業日	午前8時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
		休業日以外の日	午後6時から午後9時まで	

(矢板市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則第5条関係)

※ 日曜日の夜間の開放はありません。

※ 休業日とは、長期休暇等の学校の授業が無い日を指します。

4. 使用できる施設・照明設備使用料

施設名	学校名	照明設備使用料（屋内）		照明設備使用料（屋外）	
		円	円	円	円
体育館・校庭	矢板小学校	900円	450円	1,400円	700円
	東小学校	400円		1,300円	
	泉小学校	400円			
	片岡小学校	400円			
	乙畑小学校	400円			
	安沢小学校	400円			
	矢板中学校	1,000円	500円		
	片岡中学校	900円	450円	1,000円	
武道場	矢板中学校	300円			
	片岡中学校	300円			

(矢板市行政財産使用料条例第3条第2号関係)

5. 学校施設設備一覧

		矢板小	片岡小	乙畑小	安沢小	矢板中	片岡中
	バスケットボール	大1面 小2面	1面	1面	1面	2面	大1面 小2面
面数	バレーボール	2面	1面	1面	2面(1面)	2面(1面)	2面(1面)
	バドミントン	6面	2面	2面	2面	6面	3面
	バレーボール支柱	2セット	1セット	1セット	2セット	2セット	2セット
	バレーボールネット	2本	1本	1本	2本	2本	2本
備品	バドミントン支柱	3セット	2セット	3セット	2セット	5セット (2セットは可動式)	4セット (可動式)
	バドミントンネット	なし	3本	2本	なし	10本	5本
	ソフトバレー補助支柱	4セット	なし	2セット 可動支柱に対応	なし	3セット 可動支柱に対応	バドミントン 可動支柱に対応
	ソフトバレーネット	なし	なし	2本	なし	なし	2本
	バスケットゴール	吊り下げ式 移動式	吊り下げ式	吊り下げ式	吊り下げ式	吊り下げ リモコン式	吊り下げ式 備え付け
設備	照明スイッチ	東側壁面	ステージ左	ステージ左	ステージ左	入り口	正面玄関

6. 使用上の注意

学校施設の開放によって学校教育に支障が生じることがないように、また、各団体が気持ちよく施設を使用することができるように、使用の際には以下の点に注意するよう、周知徹底してください。

1. 下履きと上履きを区別し、上履きのまま外へ出ないでください。また、下履きのまま上がらないでください。
2. 学校敷地内については全面禁煙です。学校敷地外で喫煙される場合は、必ず吸殻を持ち帰るようにしてください。
3. 備品は大切に使用してください。使用した場合は、必ず元の位置に戻してください。
4. 使用後は必ず後片付け・清掃（モップがけ、グラウンド整備等）は責任を持って行ってください。
5. 使用後はすべての窓や玄関が施錠されているか確認してください。
6. 電気・水道等の節約にご協力ください。
7. 使用時間は準備片づけ等全て含めた時間です。余裕をもって終了し、後片付けを行ってください。
8. ゴミ等は各自持ち帰ってください。
9. 幼児等の行動については、保護者が責任を持ってください。
10. 使用中のケガや事故・盗難などについては責任を持ちかねますので、安全確保や保険への加入は使用団体で対応してください。
11. 無断で設備や用具を移動したり、所定の場所以外に立ち入ったりしないでください。
12. 使用中に建造物・設備・その他の器具等を破損・紛失した場合は、すみやかに生涯学習課スポーツ推進室及び学校へご連絡ください。（故意・過失の程度によっては全額負担していただきます）
13. 室内用ボール以外の使用は禁止です。また、金属バッドの使用、サッカー、フットサルも禁止です。
14. 窓口申請後のキャンセルは、生涯学習課スポーツ推進室及び学校へ 8 日前までにご連絡ください。申請前の場合、予約システムから予約の取り消しができます。
15. 団体が管理する施設の鍵を紛失した場合は、すみやかに生涯学習課スポーツ推進室へご連絡ください。
16. 火気の使用は禁止です。
17. 使用後は必ず照明を消してください。コイン式の照明の場合、使用後残り時間があっても点けたままにせず、強制消灯してください。
18. ペットなどの動植物の持ち込みは禁止です。
19. 市の行事、施設・設備の状況等により、許可後であっても、急遽使用できなくなる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

7. 使用団体登録について

(1) 団体登録申請書の提出

登録を希望される方は、以下の書類を生涯学習課スポーツ推進室へ提出してください。
 なお、団体登録の有効期限は当該年度の単年度とします。

提出書類

- (ア) 矢板市学校体育施設使用団体登録申請書
- (イ) 使用者名簿
- (ウ) 団体規約その他団体の活動内容がわかる資料
- (エ) 教育委員会が必要と認めた場合、上記以外の資料

(2) 教育委員会での審査

提出された申請書類を教育委員会で審査のうえ、矢板市学校体育施設使用団体登録許可書を交付します。

(3) 使用料の減免について

体育施設は受益者負担を原則として使用料及び照明代をいただいております。

体育施設の使用料は、事前に教育委員会が認めた場合に限り、減免となる場合があります。

提出書類（様式は生涯学習館窓口）

- (ア) 矢板市体育施設及び学校施設使用料減免申請書
- (イ) 団体の会則、要項など活動内容がわかるもの
- (ウ) 会員名簿
- (エ) 指導者名簿
- (オ) その他教育委員会が必要と認めた資料等

※ 定期使用団体は（ア）（エ）のみで結構です。

※ 書類に不備がある場合には、承認に時間がかかることがありますので、よく確認の上ご提出ください。

(4) 中学生以下、高校生の使用料の減免について

中学生以下及び高校生の使用料は下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、市内の小中高生であることが分かるものの提示を求める場合があります。

	使用料	照明料	備考
市内中学生以下	無料	1/4	指導者その他管理者がいない場合は使用できません。
市内高校生	半額	1/2	学生証を提示してください。

(5) 障がい者等の使用料について

障がい者、構成員の半数以上が障がい者の団体及び障がい者スポーツの指導者、ボランティア等を育成する団体並びに特別支援を行う学校の使用料は、下記のとおりとなります。使用料が減免となるため、身体障害者手帳、養育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の提示を求める場合があります。

	使用料	照明料	備考
障がい者等	無料	無料	障がい者 1 名につき 1 名の介助者も対象となる。

8. 使用について（矢板市公共施設予約システム）

(1) 使用者登録

施設を使うためには、個人または団体の使用者登録が必要です。市教育委員会に申請書を提出してください。登録後は、インターネット上の予約システムから、施設の空き状況の確認、仮予約、仮予約の変更・取り消しができるようになります。

※電話で空き状況の確認はできますが、予約は受け付けておりません。

(2) 使用申請、使用料の支払い

予約システムで仮予約後、7日前まで（定期使用団体は前月22日まで）に窓口で使用申請し、使用料をお支払いください。支払い後、使用許可書と領収書を受け取ってください。

対象	申請期間
学校体育施設使用登録団体	前月23日～使用の7日前まで
定期使用登録団体	前月15日～22日まで

(3) 鍵の貸出

支払い手続きが完了したことを確認後、使用の2日前から鍵が借りられます。受付時間はP.9をご覧ください。

※生涯学習館が休館の日（祝日・年末年始等）及び土、日曜日は貸出ができません。該当の日に使用する団体は必ず事前に鍵を借りてください。

(4) 使用日当日

許可を得た時間は準備・片づけを含めたものです。P.5の使用上の注意を熟読のうえ、使用後は施錠、モップがけ等原状回復に努めてください。また、団体の荷物は都度持ち帰ってください。

(5) 使用実績報告書の提出について

施設の使用後は鍵と合わせて報告書を提出してください。窓口が閉まっている場合は、鍵の返却ポストに投函してください。

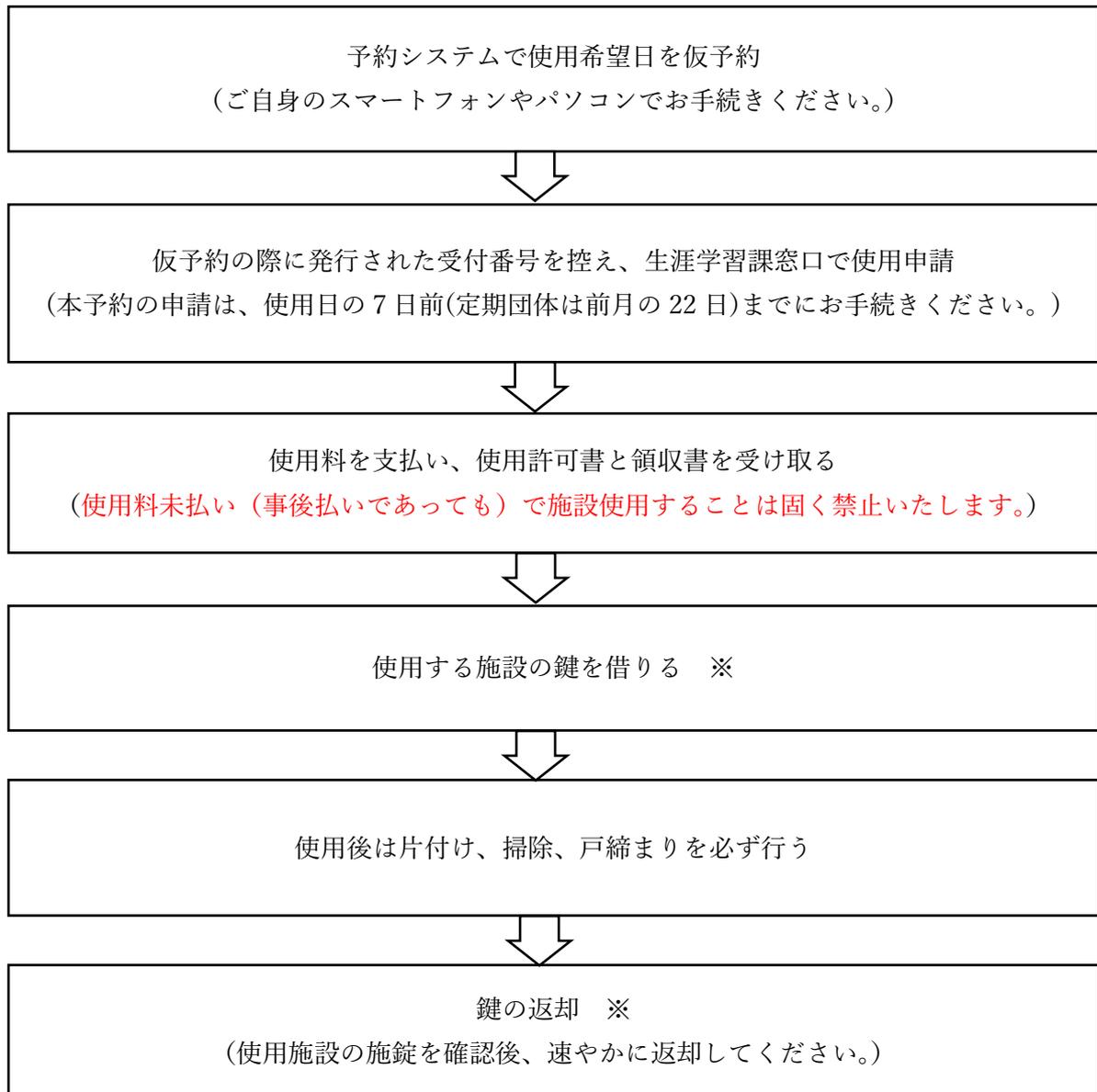
定期使用登録団体の場合は、報告書が1か月分となります。翌々月の申請時に当月分の

報告書を提出してください。報告書の提出が無い団体の予約は受け付けることができません。

(6) 雨天時の使用について

雨天時のみに使用する申請は全般的に受理しませんが、学校体育施設については、7日前までに申請しなければならないため、その施設のグラウンドを使用する団体に限り事前の申請を受け付けます。ただし、確実に使用する団体の申請があった場合はそちらを優先いたします。

【貸出手続きのまとめ】



※ 定期団体は貸与されている鍵を大切に管理してください。

9. 使用の変更・中止について

予約システム上の仮予約の場合はシステムで取り消しができますが、窓口での申請後に使用の変更・中止をされる場合は、すみやかに生涯学習課スポーツ推進室と使用する学校にご連絡ください。

(1) 使用料の還付について

すでに使用料をお支払いいただいている場合は、下記のとおりの対応となります。

変更・中止理由等	還付額	備考
1日～当日のキャンセル	還付無し	利用したものとします
2日前までのキャンセル	半額	
施設の都合によるもの	全額	災害時、警報発令時など

矢板市体育施設設置及び管理条例施行規則第8条（平成17年教委規則第4号）

(2) 還付のながれ

使用料の還付を希望される場合は、以下の書類を提出してください。

- (ア) 体育施設使用取消（変更）申請書
- (イ) 体育施設使用料還付申請書
- (ウ) 体育施設使用許可書の写し
- (エ) 領収書の写し

教育委員会で審査を行い、体育施設使用料還付決定（却下）通知書を送付いたします。

10. 緊急時の対応について

事故が発生した場合、慌てずに落ち着いて対処してください。

参加者の安全確保を第一とし、怪我人等がいる場合は応急処置を行う、119番をする等の対応をしてください。

また日頃から緊急時の対応について団体内で話し合いの場を持ち、適切な初期対応をとれるよう努めてください。

物損してしまった場合、または発見した場合は後に使う方の安全のためにも、程度に関わらず学校と生涯学習課スポーツ推進室へ必ず連絡してください。

11. 受付窓口について

学校体育施設の申請窓口は生涯学習課スポーツ推進室となっております。

下記の時間は開館しており申請等受付けております。大型連休、年末年始は休館日にご注意ください。

受付時間：月・火・水・木・金 8:30～17:00

土・日 申請、支払いは受け付けません。

祝日・年末年始 休館

12. 学校の連絡先

使用申請後のキャンセルの際は連絡してください。使用申請は生涯学習課スポーツ推進室窓口でお願いします。

	学校名	電話	連絡先
1	矢板小学校	43-0043	使用申請・問合せ 市生涯学習課スポーツ推進室 43-6218 受付時間 月～金 8:30～17:00 ※祝日、年末年始は休館
2	東小学校	44-2515	
3	泉小学校	43-0404	
4	片岡小学校	48-0510	
5	乙畑小学校	48-0610	
6	安沢小学校	48-1005	
7	矢板中学校	43-0144	
8	片岡中学校	48-0410	

製作・発行

矢板市教育委員会事務局教育部生涯学習課 スポーツ推進室

〒329-2162 矢板市矢板 106-2

Tel 0287-43-6218 Fax 0287-43-4436

e-mail sports@city.yaita.tochigi.jp